

2025年3月23日

## 林業経済学会定期総会における会長発言

会長の佐藤です。

この度、林業経済学会の査読プロセスにおいてハラスメント行為が発生したことを、会員の皆様に報告するとともに、被害者である元会員に対して深くお詫び申し上げたく、発言をいたします。

昨年の総会において、査読体制の不備によって長期にわたって投稿者に苦しい思いをさせてきたことに対して、遺憾であること、また編集規程の見直しやハラスメント防止規程類の整備などの対応について、会長および編集担当理事から発言したところです。その後、投稿された元会員から査読プロセスでハラスメント発生の可否について明確にするよう、要望がなされました。理事会および評議員会ではハラスメントに関する規程類が未整備な中でしたが、査読に関わっていない会員5名に調査委員を委嘱し、本査読プロセスでハラスメントに相当することがなされたかどうかについて調査を依頼しました。調査委員会では、元会員への事情の聴取、他学会などの規程類の精査など精力的に調査、議論をしていただき2025年2月27日付で理事会に報告がありました。

調査委員会では「ハラスメントとは、修学、研究、職務上、あるいはその他の個人の属性や諸条件を利用して、相手に過剰な身体的または精神的な不快、苦痛、脅威、傷害等を与え、それによって相手の人権や尊厳を侵害し、修学や研究、職務を正常に営むことができる環境を損なう、発言や行為である。」と定義して主に査読結果について議論がなされ、その定義にあてはまる行為であったことが委員全員一致したとのこと。具体的には、「原稿の内容に対して具体的に問題点を指摘するよりも、投稿者個人を貶めるコメントを執拗に連ねており、通常査読コメントとして期待され、許容される範囲を超えて、過度に個人攻撃的」であったこと、被害者は毎日のように査読者のコメントが蘇ってきて苦しみ、保たれるべきA氏の尊厳を傷つけ、正常な研究や職務の環境を損なう」状況が続いていることなどを上げています。

理事会では、この調査委員会の結果を真摯に受けとめ、当該査読プロセスにおいてハラスメント行為が発生したことを認定しました。このことを被害者ご本人、総会およびホームページで公表し、今後二度とハラスメントが発生しないように学会を上げて取り組んでいきたいと考えています。本日付で「ハラスメント防止宣言」を発表します。

また、調査委員会からは、編集委員会の対応や申し立て後の理事会の対応が遅れたこと、長期に亘って被害を長引かせたことへの改善も附帯意見として指摘がなされました。ハラスメントの発生が予測される場合は迅速に対応できるように、ハラスメント規程や編集・審査体制の整備を行っていきたいと思います。